

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況及び評価状況

資料3

## 1 実施状況・評価結果概要

この施策については、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」にあたるもので、121項目の設定を行っている。

各施策の実施状況や評価については、昭島市障害福祉計画策定等庁内検討委員会委員や施策に関係する所属の職員により行っており、評価結果については、実施により有効・概ね有効と評価した施策が90.1%（109施策）、実施しているが課題が残るや利用実績がない施策が5.8%（7施策）、一部実施や未実施の施策が4.1%（5施策）となっている。

## 2 評価結果一覧

実施状況	施策名	施策数	評価結果								備考		
			AA	A	B	C	D	E	F	計			
ともに支え合う 共生のまち	相談支援体制と情報提供の充実	相談支援体制の充実	8	2	1	3	2				8		
		情報提供の充実	5	2		3					5		
		理解促進・広報啓発活動の充実	5	1		3			1		5		
	権利擁護の推進	差別解消及び権利擁護の推進		8			7	1				8	
				2			2					2	
				4		4						4	
子どもを健やかに育むまち	障害のある子どもへの支援	早期発見と保健相談支援	8	1	3	4					8		
		療育支援	8	1	6	1					8		
	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	支援を必要とする児童・生徒への教育の推進		7	1		6					7	
自分らしく暮らせるまち	暮らしを支えるサービスの充実	訪問系サービスの提供	6		4	1		1			6		
		日中活動系サービスの提供	6		5	1					6		
		居住系サービスの提供	4		2	1				1	4		
		その他のサービスの提供	6	1	2	3					6		
	経済的支援の実施	障害年金・手当等の支給		7		6	1					7	
				5	1	1		2			1	5	
				4		4						4	
	雇用・就労の支援	福祉的就労の充実		4		4						4	
				3		1	2					3	
				2			2					2	
社会参加の促進	意思疎通支援の充実		4	1		2	1				4		
			10		2	7				1	10		
安全・安心に暮らせるまち	安全・安心体制の確保	安全・安心体制の確保		6			5				1	6	
				1			1					1	
				2			2					2	
地域福祉の推進	福祉人材の育成と地域との連携												
合計			121	11	41	57	6	1	1	4	121		
構成比			—	9.1%	33.9%	47.1%	5.0%	0.8%	0.8%	3.3%	100.0%		

【実施状況・評価】 AA：実施（有効） A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施（概ね有効） C：実施（課題等が残る）  
D：実施（実施したが利用等実績なし） E：一部実施 F：未実施

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施(法令、条例等に基づく事業で有効) B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

## 第1節 ともに支え合う共生のまち 1 相談支援体制と情報提供の充実 (1) 相談支援体制の充実

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
1	相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課	社会福祉法人・NPO法人に委託し、3ヶ所の事業所で実施した。 (地域活動支援センターでの相談は除く。) 相談件数： 9,039件	AA	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと緊密な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
2	ピアサポート相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協力的な取組による支援を図ります。	障害福祉課	NPO法人に委託し実施した。 相談件数： 1,418件	AA	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと緊密な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
3	精神障害者一般相談事業	通院している精神障害のある方やその家族を対象に、安心して地域で生活できるように連携を図りながら、生活、医療、福祉制度などについての相談や支援を行います。また、未治療や治療中断など医療相談やアルコールに関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課	職員3人・会計年度任用職員2人(隔週3日勤務)の保健師において、原則として午前9時から午後5時まで相談等に対応している。電話や窓口での相談や支援も非常に多く、自宅訪問、医療機関への同行受診やケース会議等にも参加している。 延べ相談人数： 1,181件	B	引き続き、生活、医療、福祉制度など相談や助言を行うとともに、アルコールなどの専門相談などは多摩立川保健所との連携を図る。
4	身体・知的障害者相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者や家族が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じ助言を行います。	障害福祉課	身体障害者相談員1人 相談件数： 22件	C	令和5年度より相談員が不在の状況であり、事業の継続について検討する。
5	計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 令和5年3月末時点でのサービス等利用計画相談実績 サービス等利用計画作成： 1,015人 障害児支援利用計画作成： 431人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。 また、指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者とも相談支援部会等を通じて情報提供や情報共有等に努め、計画相談支援体制等の充実に努める。
6	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある方を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援(地域移行支援)を実施します。また、地域で居宅生活を行う人への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等(地域定着支援)を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 延べ利用者数： 2人	B	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
7	地域支援協議会との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療・教育・雇用等に関する専門職などが集い、相互の連携や情報を共有し課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある方への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課	地域における障害者等への支援体制に関する課題解決に向けて協議会を開催した。また次期障害者福祉計画策定にあたっての地域の課題を整理し、計画にどのように載せていくか協議を行った。 令和4年度協議会開催回数： 4回	B	引き続き協議会委員や専門部会との相互連携や情報共有、意見交換を行い、地域の課題解決に向けて協議を行う。
8	基幹相談支援センターの設置	相談支援体制の充実を図るため、相談支援機関の統括及び総合的な対応を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討を行います。	障害福祉課	障害者地域支援協議会等において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点について設置場所の検討を行った。	C	基幹相談支援センター設置に伴う予算等について、具体的な検討を行う。

## (2) 情報提供の充実

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
9	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、わかりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	広報課	広報あきしまは福祉担当課からの原稿をもとにに掲載しており、わかりやすい表現となるよう努めた。ホームページはアクセシビリティに配慮したものとなるよう承認作業に努めた。	B	表現やアクセシビリティについては主管課にも同様の感覚を持ってもらえるよう、丁寧に調整を行いながら引き続きわかりやすい表現による情報提供に努める。

昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施(法令、条例等に基づく事業で有効) B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

10	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある方を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」などの点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	広報課	点字広報は毎月1回発行しており、年度末時点の利用者は3人である。このほか、閲覧用として市民図書館にも置いている。(令和4年度の発行実績は延べ48件) 声の広報は、「広報あきしま」の発行(年間22回)に合わせ、全文を音訳したデジ版を発行しており、年度末時点の利用者は22人である。(令和4年度の発行実績は延べ530件)	AA	継続して利用されており効果はあると判断できるため、引き続き、この事業を行うとともに、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
			議会事務局	点字市議会だよりは、「市議会だより」にあわせて年4回(改選年は5回)発行しており、令和5年3月末現在、3人の利用者へ送付するとともに、閲覧用として市民図書館・社会福祉協議会にも置いている。(令和4年度の発行実績は延べ24件) 声の市議会だよりは、「市議会だより」にあわせて年4回(改選年は5回)全文を音訳したデジ版を発行しており、令和5年3月末現在、15人の利用者へ送付するとともに、閲覧用として市民図書館や社会福祉協議会に配置している。(令和4年度の発行実績は延べ74件)	AA	継続して利用されており、効果は高いと判断できるため、引き続き本事業を行うとともに、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
11	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある方が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを図ります。	アキシマエシス管理課	活字の図書を読むことができない方向けに、点字図書や図書をカセットテープに録音した録音図書(平成21年度から録音図書のCD版であるデジ版の作成も開始)の貸出をしている。 点字図書蔵書数：77タイトル 77冊 録音図書(テープ)蔵書数：622タイトル 2,999巻 録音雑誌(テープ・デジ版)蔵書数：1タイトル 123巻・113枚 障害者用市販録音テープ蔵書数：258巻 デジ版図書(CD版)蔵書数：412タイトル 412枚 また、拡大読書器の設置、対面朗読、大活字本(15ポイント)の貸出など、視覚障害のある人に対し利用可能な各種のサービスも行っている。	B	引き続き、障害者用資料の蔵書数を拡大し、障害のある人への読書支援を充実させる。より質の高い録音図書を作製するため、音訳者向け講習等を行い技術の向上を図る。
12	誰もが利用しやすいホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を今後も活用し、障害のある方に配慮したホームページの作成に努めます。	広報課	アクセシビリティをより高めるため、音声読み上げ機能、配色変更や文字サイズ変更、ルビ振り、色変更等の支援ツールを採用している。	B	引き続き、ウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を活用し、利用しやすいホームページの作成に努める。
13	ガイドブックの作成・充実	障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報をわかりやすく提供し、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課	身体障害者手帳ガイド及び愛の手帳ガイドの構成の見直しを行い、より分かりやすく掲載したガイドブックを令和4年4月に発行した。	B	福祉ガイドブックの作成方法や掲載内容等も含め、引き続き検討が必要と思われる。

(3) 理解促進・広報啓発活動の充実

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
14	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある方への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動や情報提供に努めます。	障害福祉課	「広報あきしま」においては「福祉・健康に関するページ」、ホームページにおいては福祉に関する情報を一元化した「健康・福祉」を設けており、分かりやすい情報の提供に努めた。	B	引き続き継続して実施し、分かりやすく情報を提供するとともに、緊急の事案に対しても迅速に広報できるよう努める。
15	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなどの各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある方に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課	令和5年3月にあいぽくで開催した障害福祉人材確保イベントにおいて、障害者理解等の啓発についても実施した。	B	各種イベントだけでなく、ホームページ等の活用も含め、友好的な手法を検討していく。
			介護福祉課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントを縮小して実施したことから、十分な啓発活動ができなかった。	F	イベントだけでなく所管する施設や関係機関へのチラシ等の配布など、効果的な広報・啓発活動について検討が必要と考える。
			健康課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントは開催しなかった。	F	社会状況を見極めつつ、過去のやり方にとらわれずに実施に向けて検討を行う。
16	人権擁護意識の普及・啓発	障害のある方を含む全ての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書課	新型コロナウイルスの影響がある中、感染拡大防止対策に努め、小学生の人権の花授業、人権教室、中学生人権作文コンテスト、市民ロビーでの人権パネル展を実施。なお、青少年フェスティバルでの人権啓発活動については中止となった。また、人権擁護委員による「人権身の上相談」は、7月より面談を再開した。	E	新型コロナウイルス感染症の5類移行により再開するイベントもあるため、人権擁護委員と連携し引き続き人権意識の更なる普及啓発に努める。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

17	障害者スポーツ普及・啓発	スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課	多摩地区の市町村で合同開催のボッチャ多摩カップへの参加者を決める大会としてボッチャ昭島カップを開催し併せて体験会も開催した。 ・ボッチャ昭島カップ 11チーム43人 ・体験会 213人	B	昨年度に引き続きボッチャ昭島カップ並びにボッチャの体験会を予定している。また、市長への手紙等を通じ新たな競技として「モルック」を体験したいとの声も寄せられていること「モルック」の体験会も予定している。
18	障害者福祉イベントの開催	障害のある方に対する理解と認識を深めるため、様々な機会をとらえ、障害者福祉に関するイベントの開催について、市民や関係団体の自主的な取組との連携も視野に入れ検討を進めます。	障害福祉課	人材確保プロジェクトにおいて、令和5年3月5日にあいぽっくにて障害福祉の仕事に関する体験・説明会を開催した。 当日参加者数：54人	AA	障害者理解の啓発及び障害福祉人材の募集のため、令和5年度においてもイベントの実施を企画する。

## 第1節 とともに支え合う共生のまち 2 権利擁護の推進

### (1) 差別解消及び権利擁護の推進

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
19	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害があることにより、判断能力が十分あるとはいえない方の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりなどを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、権利擁護等に関する相談等に応じ、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等に支援が必要な方を地域福祉権利擁護事業の利用に繋げた。 福祉サービス利用援助事業契約件数 78件	B	利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域福祉・後見支援センターあきしまを通じて本事業の実施を支援する。
20	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある方の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉総務課 障害福祉課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、関係機関との支援検討会議、研修会等の実施、成年後見制度に関する相談や申立支援を行った。市長申立に関する事務は、福祉総務課において実施した。 支援検討会議 開催数 12回 権利擁護基礎講座 参加者数 33人	B	成年後見制度の利用が促進されるよう社会福祉協議会との連携を維持し、事業の実施を支援する。 市長申立が必要なケースについては、関係部署と連携し早急な審判に向け事務を進める。
21	障害者虐待防止センター事業	障害のある方の虐待に関する相談窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課	延べ受付・相談件数： 23件 養護者による障害者虐待： 6件 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待： 4件 使用者による障害者虐待： 0件	B	引き続き、障害者虐待防止センターと連携しながら適切な対応に努める。
22	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害に関することや障害のある方に対する正しい理解を深めるため、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ることなどにより、障害を理由とした差別のない対応に努めます。	職員課	市職員に対する障害者理解の周知・啓発を目的として、庁内研修を実施 ・障害者差別解消研修【年度途中新規採用者対象】 4人 ・ユニバーサルマナー研修 18人	B	引き続き、障害福祉課と連携しながら、庁内研修を通じて、市職員に対する障害者理解の周知・啓発に努める。
23	差別解消支援地域協議会との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、差別の解消に向けた普及啓発などを行うことによって、障害を理由とする差別の解消を推進します。	障害福祉課	令和4年度においては障害者差別解消支援地域協議会について2回開催し、障害者差別事例の検討等を行った。	B	令和5年度においては年3回の開催を予定しており、引き続き差別解消のための普及啓発に努める。
24	差別解消相談窓口の開設	障害を理由とする差別の解消に向け、相談支援の中核を担う独立した相談窓口について検討します。	障害福祉課	独立した相談窓口の設置に向け、運営方法等について検討を行った。	C	令和5年度においても引き続き、検討を進めていく。
25	選挙における配慮	障害のある方の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会 事務局	令和4年度に執行された参議院議員選挙は、先の内容について積極的に取り組むことができた。また、現在障害等が生じている投票所の調査を行い今後の対策について検討した。	B	昨年同様の対応を行ったうえで、市役所2階にある第1期日前投票所を市役所1階に移設し、年配者や障害のある方のニーズに答え、更に利用しやすい環境作りに取り組んでいく。
26	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課	ヘルプカード・ヘルプマークについて、3か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）や相談支援業務等を委託している事業所において配布を行うとともに、市広報やホームページに掲載し、普及・啓発に努めている。	B	引き続き、広報やホームページなどにより制度の周知に努める。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施(法令、条例等に基づく事業で有効) B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

## 第1節 ともに支え合う共生のまち 3 保健・医療サービスの充実 (1) 地域医療体制の推進

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
27	医療機関との連携	障害のある方の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、障害のある方が地域で安心して生活できるよう努めます。	障害福祉課	地域包括ケアシステム構築推進連絡会議（連絡協議会、事例検討会）において、医療機関や保健所等と情報共有、連携を行っている。	B	医療機関未受診の精神障害者にかかるアウトリーチ支援事業について、令和4年度より医療機関との委託契約にて実施している。
28	障害者等歯科医療支援事業	障害のある方が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	健康課	昭島市歯科医師会に委託し、歯科医師による歯科医療サービスのコーディネートや必要に応じて訪問歯科診療等を実施している。 件数：7件 うち訪問診療希望：3件	B	引き続き、障害者等歯科医療支援事業の適切な利用が図れるよう対応を行う。

## (2) 医療費助成

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
29	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある方を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。【国制度】	障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 更生医療給付対象者数：70人 育成医療給付対象者数：2人	A	引き続き、更生医療、育成医療について、適切な医療費助成に努める。
30	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している方を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 受給者証所持者数：2,440人	A	引き続き、精神通院の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。
31	心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある方を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	心身障害者医療費助成の給付状況等 受給者証所持者数：998人	A	引き続き、心身障害のある人を対象に申請受理手続について、適切な事務手続に努める。
32	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかられた方を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	難病医療費等助成の給付状況等 難病医療費助成申請者数：1,330人 小児慢性特定疾病医療費助成申請者数：89人	A	引き続き、難病医療費助成等の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。

## 第2節 子どもを健やかに育むまち 1 障害のある子どもへの支援 (1) 早期発見と保健相談支援

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
33	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に見出し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課	母子保健法に基づき、乳幼児の健全な育成を期すために実施する乳幼児健康診査事業 3～4か月児健診 受診者数：765人 受診率 98.1% 1歳6か月児健診 受診者数：767人 受診率 94.9% 3歳児健診 受診者数：841人 受診率 100.0%	A	引き続き、乳幼児の健全な育成を期すため、受診率の向上を図るとともに事業を実施する。
34	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課	母子保健法に基づき、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に対し、予約制で健診を実施するとともに、保健師も同席し保護者の抱えている不安等に対応、適切な時期に療育機関へつないだ。 予約者数：111人 受診者数：99人（うち初診者数46人・再診者数53人） 初診者の有所見率：97.8%	A	早期に適切な治療や療育に結びつけるため、引き続き、発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施する。

昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効）B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

35	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課	健診後のフォローや保健師による訪問や面談を通して心理相談員の見立てが必要であると判断した場合に個別相談を実施。乳幼児の精神発達の経過を観るとともに、子どもへの対応をアドバイスするなど保護者への心理的サポートを図った。 1歳6か月児相談事業 受診者数：354人 3歳児健康診査心理相談 受診者数：78人 3歳児経過観察健康診査心理相談 受診者数：86人 (うち初診者数22人・再診者数64人) 育児SOS相談で心理士による相談 454件	B	健診や相談事業にて乳幼児の保護者に対して心理相談員の個別相談利用ができる体制を整えていく。相談枠を増やすなど。
36	教育・発達総合相談の充実	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童(要配慮児童)の早期発見・早期支援、継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課	未就学児を対象に心理士による発達相談を実施し、児童の発達特性に応じた専門的で継続的な支援を行った。また、年長児については、指導課と連携し就学相談を実施した。令和4年度は早期発見・早期支援につなげるため動画配信等の啓発活動を実施し、相談件数は年々増加傾向にある。 延べ相談件数：1,278件	B	引き続き、関係機関との連携を深めた総合的な対応に努め、継続した支援体制の更なる充実を図る。
			指導課	児童発達支援担当と連携を図るため、週1回相談受理会議を行い、情報共有に努めた。 また、昭島市の特別支援教育の取り組みや、就学相談について市民に周知するため、就学相談説明会を実施し、参加者は26人であった。	B	引き続き、関係機関との連携を深めた総合的な対応に努め、継続した支援体制の更なる充実を図る。
37	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課	子どもの発達を心配している保護者に対し、保健師による訪問や面談を通して保護者の精神的なサポートを行うとともに、発達課題のある子どもの心理フォローグループや専門相談、乳幼児発達健康診査、療育機関等へつなぐ等の支援を行った。 心理フォローグループ： すくすくキッズ(1歳半～就園程度) 延べ104人(子・父・母) すくすくベビー(0歳児) 延べ68組	AA	支援の必要な家庭に対し、タイムリーに相談に応じるとともに、円滑にフォロー事業につなげる。また、フォロー事業の運営についても保護者のニーズや子どもの状況を考慮し、引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する。令和元年度、市の児童発達支援センターが開設されたため、子ども育成課とも連携を図っていく。
			子ども育成課	相談を受け付けた全ケースについて、家族状況や所属機関での様子等の聞き取り調査を行い、受理会議や支援会議において、ケースの問題点を明確にし、ケースワークを行っている。 受理会議開催回数：43回 支援会議開催回数：39回	AA	専門性が高まっている中、引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する
38	保護者への相談・支援	発達に課題のある子どもの保護者などからの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課	発達がか心配される児や育てにくさを感じている児に対し、保護者の不安や困り感にいち早く気づき、支援につながるよう保健師が相談支援を行った。 保健師相談支援延べ件数(幼児の家庭訪問数、面談数、電話相談数の合計) 1,840件	A	保護者の不安や育児困難感、児の発達課題への気づきと支援につながる一連の相談支援技術の向上を図り保護者の支援を行う。
39	要配慮児童一時預かり事業	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童を、保護者に代わって一時的に預かる「要配慮児童一時預かり事業」を継続して行います。	子ども育成課	社会福祉法人に委託し、児童発達支援センター「子ども発達プラザ ホエール」にて実施した。利用者は年々増加している。 登録者数：19人 延べ利用者数：207人	B	児童を預かる時間帯や利用枠拡大への要望があるため、今後も保護者が児童を安心して預けることができるよう、事業内容を検討する。
40	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課	児童発達支援への理解を深めるため、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童の支援に携わる機関へ助言を行った。 <教育・保育施設> 延べ利用施設：55施設 延べ相談件数：303件 <学童クラブ> 延べ相談件数：249件	B	令和5年度新規開園する施設に出向き、事業を説明し利用につなげる。 引き続き、児童の発達についての理解を深めるため、事業を実施する。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

## (2) 療育支援

No	事業名	内 容	担 当 課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
41	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課	乳幼児健診や個別の相談から支援につながり、その後の心理相談や発達健診により、保護者が児の発達課題を認識した段階で、療育につながることを目的として医療機関を紹介した。 乳幼児発達健康診査から医療機関を紹介した件数：18件 心理相談事業より要精密となった件数：5件	A	引き続き、発達健康診査や心理相談より、保護者の心理的サポートを行い、発達障害児の早期発見および早期療育支援へのつなぎを行う。
			子ども育成課	発達相談においては、保護者との面接、児童の行動観察や発達検査を実施することで発達特性を早期に把握し、保護者へフィードバックすることで子どもの理解を促すとともに、必要に応じて医療機関や療育機関などの紹介を行った。	B	発達障害児の早期発見と支援につなげるため、乳幼児健康診査等を実施する健康課と更なる連携体制の構築を図る。
42	親子発達支援事業	小集団の子どもとその保護者での活動や遊びを通し、要配慮児童の心身の発達を促すとともに、その保護者が子どもの発達の状態や障害特性に早期に気づき、子どもの成長促進を促す関わり方や環境の配慮を学ぶことにより、子どもの適切な療育・支援につなげるための昭島市親子発達支援事業を継続して実施します。	子ども育成課	社会福祉法人に委託し、アキシマエンス校舎棟内にて実施した。児童とその保護者の様子が共有され、発達相談での支援に活かすことのできるよう、委託先と定期的に連絡会を開催した。 登録者数：60人 延べ利用者数：410組	AA	利用者の満足度は高いが、事業への期待も大きく内容に関して様々な要望も出ている。児童とその保護者が早期に必要な支援を開始することができ、安心して療育につながるようなことのできるよう、事業の充実と利用者の増加を図る。
43	児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課	児童福祉法の規定により、調査結果に基づき支給決定を行っている。 延べ利用日数：8,614日 延べ利用人数：966人	A	次期障害児福祉計画期間内の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
44	インクルーシブ教育・保育の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課	障害のある児童が入所している保育園状況 令和3年3月現在：73人 20園 令和4年3月現在：80人 20園 令和5年3月現在：79人 22園 医療的ケアが必要な児童が入所している保育園状況 令和5年3月現在：3人 2園	A	障害児（医療的ケア児も含む）が、ともに学び、育ちあうことができるよう、令和4年度より受け入れを開始し、令和5年度では、更なる保育の推進と拡充に向け、指定園の増設、受け入れ年齢や入所月の変更を行う。
45	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるように、関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	健康課	保健師、心理士による母子相談および家族支援をおこない、就学に際しても切れ目のない支援となるように、適切な時期に教育相談、就学相談につなぎ、必要時子ども家庭支援センター、保育施設等と心理相談員連絡会を開催し連携に努めた。	B	引き続き、各関係機関との情報連携を図り、適切な児童の移行情報支援に努める。
			子ども子育て支援課	幼保小連携推進協議会を通じ、幼稚園・保育園・小学校との情報連携を図り、円滑な移行に向け「スタートカリキュラム」の実践の様子について、幼保小の全大会を通じて情報交換を実施した。また、要録等を通じ、児童の移行情報支援に努めた。	B	引き続き、保育園・幼稚園・小学校との情報連携を図り、児童の移行情報支援に努める。
			指導課	子ども育成課児童発達担当と連携を図り、障害のある児童の入学前の情報を共有し、就学支援委員会にて適切な就学先を判定した。また、市立小学校に就学する児童については、幼稚園・保育所等が就学支援シートを作成し、小学校と情報共有を図っている。 令和4年度入学者就学支援シート提出数：112件	B	就学支援シートが提出された児童については、小学校から幼稚園・保育所等に就学後の様子を伝えるなど、就学後の連携も努めていく。
46	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課	児童福祉法の規定により、調査結果に基づき支給決定を行っている。 延べ利用日数：41,059日 延べ利用人数：3,321人	A	次期障害児福祉計画期間内の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
47	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども子育て支援課	令和4年度、障害のある児童の待機児童はいなかったが、特別支援級のある学校の学童クラブは人数が増加している傾向がある。 令和4年度障害のある児童の入会数 48人	A	学童クラブの障害児受入れは、1学童クラブ原則3人としているがグレーゾーンの児童が多くなっている。また受入学年は小学校3年生までとしているが、障害のある児童は学年を延長し小学4年生までとして継続した保育ができるよう努める。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施(法令、条例等に基づく事業で有効) B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

48	保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所などを訪問し、利用している障害のある子どもの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。また訪問先の職員に対して、支援方法についての助言も行います。	障害福祉課	児童福祉法の規定により、調査結果に基づき支給決定を行っている。 延べ利用日数： 160日 延べ利用人数： 57人	A	次期障害児福祉計画期間内の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
----	----------	---	-------	--	---	---

## 第2節 子どもを健やかに育むまち 2 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進 (1) 支援を必要とする児童・生徒への教育の推進

No	事業名	内 容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
49	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適性な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課	就学相談について、令和4年度は162件の相談を実施し、児童32人及び生徒42人が特別支援学級または特別支援学校に就学し、学んでいる。	B	就学相談説明会や幼稚園・保育所等や小学校への早めの就学相談の案内をする。児童・生徒並びに保護者と丁寧な相談を進めていくことで、一人ひとりに適した就学ができるように努める。
50	特別支援教室の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸ばすため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課	市内3校の特別支援教室巡回指導教員を対象として、元指導教諭を講師とした授業力向上アドバイザー事業による研修を年10回実施し、児童の詳細な実態把握を基にした授業づくりによる授業改善を図った。	B	市内3校の特別支援教室巡回指導教員を対象として、昨年度と同様の講師を継続し、授業力向上アドバイザー事業による研修を年7回程度実施する。児童の詳細な実態把握を基にした授業づくり、教員の資質・能力の向上から、特別支援教室の授業改善を図る。全体会を開催し、市内全小・中学校の全教員に共有を図る。巡回教員全体会を開催し、お互いの実態把握と授業づくりの発表会から教員の資質・能力の向上を図る。
51	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するための学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課	特別支援学級の教員、介助員や、通常の学級に配置をしている支援員を対象に研修や助言等を行い、教員の育成を図った。市民等の特別支援教育理解の啓発を促進するために、年に2回講演会を実施し、参加者108人であった。うち1回は子ども育成課と共催した。また、新たに「不登校に関する講演会」を実施し、不登校の子どもへの対応方法等について講演した。参加者は44人であった。	AA	特別な支援を要する児童・生徒への対応や、支援方法について知識を深めるため、介助員や支援員の研修内容を充実していく。また、引き続き、特別支援教育の理解・啓発のための市民向け講演会を開催する。
52	居住地交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び、理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課	新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら、各家庭2名までの参観とし、特別支援学級合同学習発表会を実施した。ダンスや音楽、劇をし、日頃の学習の成果を発表した。また、市内の特別支援学級に通う児童・生徒と通常の学区の学校との交流を推進する居住地交流を実施した。 居住地交流利用者 小学校 39人 中学校 9人	B	今年度も特別支援学級合同学習発表会を実施し、特別支援教育の推進を図る。また、居住地交流についても、引き続き交流や共同学習の推進を図る。
53	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課	特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の小・中学校（地域指定校）で直接的、間接的に交流ができるように支援している。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら交流を深めることができた。 副籍制度利用者 小学校 34人 中学校 7人	B	副籍制度が目指す「共生地域の実現」に向け、特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域とのつながりを維持・継続できるよう努める。
54	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を通じて適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。	指導課	中学校の特別支援学級に在籍する生徒が市内事業所において職場体験学習を行った。校内では、職場調べや作業学習などの事前学習、市内作業所における体験学習のふりかえりなどの事後学習を行い、将来の就労に向けたキャリア教育を実施した。	B	引き続き、事前・事後学習、市内作業所における職場体験学習を行い、将来の就労に向けたキャリア教育を実施する。
55	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課	市内の特別支援学級の保護者会開催時に、児童を介護するため介護人派遣費用として助成を行っている。 田中小(ふたば学級) : 7人	B	引き続き、継続して助成を実施する。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

## 第3節 自分らしく暮らせるまち 1 暮らしを支えるサービスの充実 (1) 訪問系サービスの提供

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
56	居宅介護	障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：24,284時間 延べ利用人数：2,022人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
57	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：47,424時間 延べ利用人数：207人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
58	同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある方を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：8,927時間 延べ利用人数：406人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
59	行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある方を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：3,262時間 延べ利用人数：244人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
60	医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対して会議体を設置し、支援を行います。また、相談支援専門員の養成や児童発達支援事業所との連携、保育所との交流を図ります。	障害福祉課	医療的ケア児支援のための協議の場の設置について、各関係機関と検討を行った。	C	令和5年度中に、医療的ケア児支援のための関係者会議の実施を予定している。
			健康課	医療的ケア児とその保護者に対し、地域での生活を維持向上するため、関係機関と連携し支援を行った。 医療的ケア児支援件数:17件	C	地域資源の拡充や支援サービスの向上について、関係部署と情報共有や検討する協議体の設置および専門援助者の確保、人材育成を進める。
			子ども子育て支援課	医療的ケア児の保育園受け入れに伴い「入所審査会議」を設置し、医療的ケア児の保育入所を支援した。また、関係機関との連携強化やケースカンファレンス等を実施した。	B	医療的ケア児の保育所入所のニーズの把握が難しいため、庁内での会議体に参加し、情報の共有に努めたい。
			子ども育成課	発達相談における医療的ケア児の相談は0件であった。医療的ケア児が地域で生活するための課題について、関係機関と検討を行った。	C	医療的ケア児の地域での暮らしを支えるため、庁内の関連部署や児童発達支援センター、医療、福祉、教育等の関係機関と支援体制を築いていく。
			指導課	就学相談等で医療的ケア児の相談は0件であった。	D	個別の相談があった場合は、引き続き対応していく。また、関係機関と連携を図り、就学支援体制を構築していく。
61	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある方を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：0時間 延べ利用人数：0人	D	令和4年度においては実績がなかったが、次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

## (2) 日中活動系サービスの提供

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
62	生活介護	常に介護を必要とする障害のある方に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：44,102日 延べ利用人数：2,298人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
63	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害のある方に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 延べ利用日数：2,164日 延べ利用人数：177人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
64	療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある方を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：6,934日 延べ利用人数：228人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
65	短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：福祉型 1,544日・医療型 534日 延べ利用人数：407人 95人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
 D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

66	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある方を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 相談件数： 4,989件 オープンスペース 開設日数：255日 利用者数：1,478人 グループ活動 実施回数：192回 利用者： 451人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
67	移動支援従事者養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ヘルパー不足解消の手段の一つとして、ガイドヘルパー養成研修を継続して実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課	令和2年度及び令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し中止していたが、令和4年度においては3年ぶりに実施することができた。 参加者数： 15人	B	新型コロナウイルス感染症の再拡大状況を注視しつつ、令和5年度においては10月に研修の開催を計画している。

## (3) 居住系サービスの提供

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
68	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある方を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 0日 延べ利用人数： 0人	F	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
69	共同生活援助(グループホーム)の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある方を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 51,005日 延べ利用人数： 1,841人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
70	施設入所支援	施設に入所している障害のある方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 27,138日 延べ利用人数： 908人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
71	グループホーム家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある方を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課	東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、市の要綱を定め、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。 助成者数： 44人	B	引き続き都要領及び市要綱に基づき、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。

## (4) その他のサービスの提供

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
72	補装具給付事業	障害のある方の日常生活を容易にし、又は職業的な能力の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(補装具)事業 成人： 交付 97件・修理 83件 児童： 交付 53件・修理 15件	A	引き続き、障害者総合支援法に基づき、適切な給付に努める。
73	日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)	障害のある方や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 給付件数： 2,664件	B	第6期計画期間内の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
74	巡回入浴サービス事業(地域生活支援事業)	心身に重度の障害があり家庭での入浴が困難な方を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 利用人数： 10人 延べ派遣回数： 667回	A	第6期計画期間内の見込量を考慮する中で、適切な事業の実施に努める。
75	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある方を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用の給付を行います。	障害福祉課	対象者に対して、中規模改修641,000円・屋内設備(機器本体979,000円・設置費353,000円)を上限として助成を行う。 中規模改修助成件数： 2件	B	引き続き、市要綱に基づき、適切な助成を行う。
76	紙おむつ支給事業	心身に重度の障害があり常時紙おむつを必要とする在宅の方を対象に、紙おむつを支給します。	障害福祉課	平成14年度で廃止された、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業における対象者であり、重度障害者で常時紙おむつを必要とする人に対して、紙おむつを支給する。 支給対象者数： 3人	AA	紙おむつの支給方法について、利用者の利便性が向上するよう検討するとともに、引き続き、紙おむつ支給事業の対象者に対して、紙おむつの支給を行う。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
 D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

77	自立生活支援補助事業	地域における障害のある方が主体的で自立した生活を支援するため、障害のある方が主体となって福祉サービスを供給する事業所を対象に、補助金を交付します。	障害福祉課	市内のNPO法人に補助金を交付するなかで、障害者自立生活プログラムサービスや情報提供などを行い、自らが主体性を持って生活できるようサポートに努める。 個別プログラム 延べ利用者数： 203人	B	引き続き、現状の実施方法で事業を継続して行い、個別プログラムや自立生活プログラムなどにより、自立生活を希望する人などへのサポート活動に努める。
----	------------	---	-------	--	---	---

## 第3節 自分らしく暮らせるまち 2 経済的支援の実施

### (1) 障害年金・手当等の支給

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
78	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図る中で、受給対象となる方が適切に受給することができるように、周知・啓発に努めます。	保険年金課	障害年金に関するパンフレット等の設置とホームページへの掲載、並びに各種手帳発行時における障害年金リーフレットの配布と年金係窓口への案内による啓発	B	引き続き、制度の周知と啓発に努める。
79	特別障害者手当等支給事業【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度の障害のある方を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課	年4回（5月・8月・11月・2月）に3ヶ月分の手当を支給 特別障害者手当 27,980円/月 延べ支給人数： 1,512人 障害児福祉手当 15,220円/月 延べ支給人数： 528人 経過的福祉手当 15,220円/月 延べ支給人数： 37人 ※手当額は令和5年4月時点	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
80	重度心身障害者手当支給事業【都制度】	心身に特に重度の障害があることにより、常時複雑な介護を必要とする方を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課	申請受理、現況届や所得調査等を行う。 (手当は東京都より直接対象者に支給)	A	引き続き、対象者に対して適切な事務を行う。
81	特別児童扶養手当の申請受付【国制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している方を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課	申請受理、現況届や所得調査、有効期限更新事務等を行う。 (手当は東京都より直接対象者に支給)	A	引き続き、対象者に対して適切な事務を行う。
82	児童育成手当（障害手当）の支給【都制度】	20歳未満の心身に中程度以上の障害のある児童を扶養している方を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当（障害手当）を支給します。	子ども子育て支援課	年3回（6月・10月・2月）に4ヵ月分の手当を支給 15,500円/ 延べ支給人数：1,113人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
83	心身障害者福祉手当支給事業【国・市制度】	心身に障害のある方を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課	年3回（4月・8月・12月）に4ヶ月分の手当を支給 都手当 15,500円/月 延べ支給人数： 12,431人 市手当 4,000円/月 延べ支給人数： 5,318人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
84	特殊疾病者福祉手当支給事業【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている方（難病医療費等助成対象者等）を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課	年3回(6月・10月・2月)に4ヶ月分、月額5,000円の手当を支給 延べ支給人数： 1,129人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。

## 第3節 自分らしく暮らせるまち 3 雇用・就労の支援

### (1) 雇用の促進と就労機会の拡大

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
85	障害者就労支援事業の実施	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするために関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課	一般就労を希望する在宅の障害者及び福祉的就労に就いている障害者を対象に、NPO法人（障害者就労支援センター）と委託契約を締結して実施している。 新規就労者数： 12人 職場定着支援数：2,976人	AA	引き続き、障害者就労支援センターに業務委託する中で、就労促進支援に努める。
86	障害者職場体験実習の実施	障害のある方の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を継続的に実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について具体的に検討します。	障害福祉課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職場体験実習を中止した。	F	今後も、青峰学園及びあきる野学園高等部の生徒へ職場体験実習を行うとともに、対象を拡大することについて検討を行う。
87	市職員における障害のある方の雇用促進	市役所において、障害のある方の雇用の促進を図るため、受入体制や労働環境の整備に努めるとともに、障害者雇用率の遵守に努めます。	職員課	視覚障害のある職員向けに音声読み上げソフトを導入し労働環境を整備した。また、多様な雇用形態による障害者雇用の促進により、法定雇用率(2.6%)を遵守している。 障害者雇用率 3.09%（令和4年6月1日現在）	A	引き続き、受入体制、労働環境の整備及び法定雇用率の達成に努める。
88	障害のある方の雇用促進	障害者就労支援センターやハローワーク立川などの労働行政機関と連携を図り、障害のある方の雇用促進を企業に働きかけます。	産業活性課	労働行政機関との連携を図り、情報収集したチラシ・パンフレット等を、勤労商工市民センターに設置し、商工会へ来所する市内事業者への意識づけを行った。	B	商工会の会員企業の多くは小規模事業者であるが、引き続き関係機関と連携しながら、雇用促進の働きかけを行って行く。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

89	障害のある方の職域の拡大	障害のある方の雇用を促進するため、昭島市商工会や労働関係機関と連携し、市内事業所に対して、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図ります。	産業活性化課	労働関係機関と連携を図り、情報収集したチラシ・パンフレット等を、勤労商工市民センターに設置し、商工会へ来所する市内事業者への意識づけを行った。また、昭島市商工会会員に向けて、障害のある方の雇用についてのチラシ（昭島市地域支援協議会就労支援部会により作成）を配布した。	B	商工会の会員企業の多くは小規模事業者であるが、引き続き関係機関と連携しながら、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図っていく。
----	--------------	---	--------	---	---	--

## (2) 福祉的就労の充実

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
90	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援や就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数：5,429日 延べ利用人数：344人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
91	就労継続支援(A型・雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 A型 延べ利用日数：3,490日 延べ利用人数：183人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
92	就労継続支援(B型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 B型 延べ利用日数：59,240日 延べ利用人数：3,934人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
93	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境等の変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数：117日 延べ利用人数：114人	A	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

## (3) 工賃水準の向上

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
94	障害者就労施設等の自主製作品の展示・販売コーナーの設置	公共施設(保健福祉センター・アキシマエンシス)において、障害者就労施設等の自主製作品等を展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労支援施設等の活動内容の周知や通所者の工賃向上に努めます。	福祉総務課	保健福祉センター(あいぼっく)内の1階にある喫茶モンパルにおいて、福祉団体等が製作した作品の展示、販売等を行った。	B	引き続き、自主製作品の展示・販売を行い、障害者就労施設等での活動の周知に繋げる。
			アキシマエンシス管理課	国際交流教養文化棟において、福祉団体等が製作した作品の展示、販売等を行った。	A	引き続き、活動内容の周知と販売促進に努める。
95	障害者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等の自主製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図る中で、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くのイベントが中止となった。工賃アップ部会においては、障害者就労施設間でのネットワークを活用し、情報共有等に努めている。	B	引き続き、市のイベント等への出店案内や業務の問い合わせ等があった際の情報提供に努める。
96	障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。	障害福祉課全課	庁内関係部署との連絡調整やホームページへの掲載を行って、優先調達の拡大に努めた。 調達件数：16件 調達金額：17,146,369円(全て随意契約)	B	引き続き、市内の障害者就労施設等への発注業務の拡大に向け、庁内関係部署との調整に努める。

## 第3節 自分らしく暮らせるまち 4 社会参加の促進

### (1) 社会参加の促進と生涯学習の推進

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
97	障害のある青年の交流事業	障害のある青年が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年とともに活動し、交流を深める講座を年間を通して実施します。	市民会館・公民館	障害のある青年の交流講座を通年実施しており、創作活動や料理、ボッチャ、インドアペタンク、よさこいソーランなどを通して健全青年と交流を深め、仲間づくりや社会での自立に向けた支援を行った。 開催回数21回 参加者数22人 延べ参加者230人	B	わずかながら若年層の参加者は増えているが、メンバーの高齢化が進んでおり、課題となっている。運営ボランティアが少ない状況も課題であるが、引き続き、継続して実施する。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
 D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

98	文化活動支援	障害のある方も障害のない方も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館	市民文化祭や障害のある青年の交流事業と連携を図り、障害のある方も参加できる趣味講座や成果発表・展示などを実施し、文化活動への参加機会を提供している。	B	支援内容等を考慮する中で、引き続き、障害のある方への文化活動の支援に努めていく。
----	--------	--	----------	--	---	--

## (2) 意思疎通支援の充実

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
99	手話通訳者等派遣事業（地域生活支援事業）	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 手話通訳者派遣回数： 304回 要約筆記者派遣回数： 10回	B	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
100	手話通訳者養成事業（地域生活支援事業）	聴覚・言語機能などに障害のある方の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	手話通訳者養成事業参加者数 上級クラス(35回)： 3人 応用クラス(30回)： 3人 令和4年度においては3年ぶりに予定どおりの開催回数を実施することができた。	C	講座参加者数増加のため、周知等に努める。
101	言語機能訓練事業（地域生活支援事業）	音声や言語機能に障害のある方を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 253人	AA	言葉に障害のある人に対し、コミュニケーションの改善を図るため、引き続き、社会福祉法人に業務委託するなかで実施する。
102	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課	市要綱の規定に基づき、助成(所得制限あり)を行っている。令和2年度より補聴システム(ワイヤレスマイク、受信機、オーディオチュー)を助成対象に追加した。 助成件数： 2件	B	引き続き都実施要領及び市要綱に基づき、対象者に対し補聴器購入費の助成を行う。

## (3) 外出支援の推進

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
103	心身障害者用自動車(くじら号)運行事業	心身の障害により常時車いすを使用しなければ移動することが困難な方を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすで乗車することができる障害者用自動車(くじら号)を運行します。	障害福祉課	心身障害者用自動車(くじら号)を2台、運行業務委託をすることにより実施した。また、平成28年12月より運行時間を午前8時～午後6時までに拡大(午前30分・午後1時間)するとともに、利用目的も病院への入院・退院も利用可能としている。 延べ利用者数： 612人	B	引き続き、利用者が安心して利用できる運行に努める。
104	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に行う福祉有償移送サービス事業を実施する事業所に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請手続の支援を行います。	障害福祉課 (福祉総務課)	利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業(高齢者・障害者移送サービス)を維持している。 利用(実)人数： 10人 派遣件数： 168件	B	引き続き、利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業(高齢者・障害者移送サービス)を維持するよう努める。
105	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課	20歳以上の重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動をすることが困難な者に対して介護人の派遣を行う。 介護人派遣者数： 1人	B	平成24年度以降、利用実績がない状況であったが、令和元年度より1名の介護人派遣利用があった。引き続き、より多くの対象者が利用することができるように努める。
106	移動支援事業(地域生活支援事業)	社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 738人 延べ派遣時間： 6,026時間	B	障害福祉サービス報酬の改定状況を考慮し、令和5年4月より時間あたりの単価の引き上げを行った。
107	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある方を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課	1人年間20,000円(前期・後期とも10,000円が上限)を限度として、対象者に現金(口座振込)で給付する。 登録者数： 933人 延べ受給者数： 731人	B	令和5年度においては、前期分(令和5年4月分から9月分まで)の助成限度額を10,000円から14,400円に引き上げる。
108	自動車等ガソリン費助成事業(地域生活支援事業)	重度の障害のある方を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用等の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 (30ℓ/月(ガソリン56円/ℓ、軽油33円/ℓ)を上限として、年4回(3月単位)、対象者に対して現金(口座振込)で給付) 登録者数： 750人 延べ受給者数： 2,179人	B	令和5年度においては、令和5年4月分から9月分までの助成単価をガソリン56円/ℓ→80円/ℓへ、軽油33円/ℓ→57円/ℓに引き上げる。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
 D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

109	自動車運転免許取得費助成事業（地域生活支援事業）	身体・知的障害のある方を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 （1件/123,600円～164,800円の範囲内で助成） 助成件数： 1件	B	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、適切な事業の実施に努める。
110	自動車改造費助成事業（地域生活支援事業）	重度の身体障害のある方を対象に、就労などのため自動車を購入する際に必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 （1件/133,900円を上限として助成） 助成件数： 0件	F	次期計画期間内の見込量を考慮する中で、適切な事業の実施に努める。
111	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する身体障害・知的障害のある方や戦傷病者の方を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課	東京都交通局発行の都営交通無料乗車券について、3か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）において発行手続を行う。 発行件数： 217件	A	引き続き、対象者に対して、3か所の窓口において発行手続を行う。
112	心身障害者民営バス割引証の交付	身体・知的に障害のある方を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課	東京都福祉保健局発行の民営バス割引証について、対象者に対して、市役所で交付している。 交付枚数： 74枚	A	引き続き、対象者に対して、市役所において交付を行う。

## 第4節 安全・安心に暮らせるまち 1 安全・安心体制の確保

### (1) 安全・安心体制の確保

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
113	救急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度の障害のある方を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。	障害福祉課	令和4年度においては利用者がいない状況となっている。	F	引き続き、制度の広報・周知に努める。
114	昭島市携帯メール情報サービスの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災安全課	ハザードマップ、ホームページ、広報あきしま及び防災ガイドブック等でサービスの周知、登録方法などを記載、また、防災啓発週間における市役所ロビー展示や防災講話などで市民に対しPRを実施し、登録の推進を図った。なお、令和4年度末までの登録者数は10,294件となっている。	B	引き続きホームページや広報などにより、登録の推進を図るとともに、関係部署においても機会をとらえる中で、登録推進PRに努める。
115	音声以外のガイダンスの推進	聴覚・言語障害者を対象に、緊急における音声以外の情報提供の推進に努めます。また、避難所ではブラカード等も利用した情報提供に努めます。	障害福祉課 防災安全課	避難所において、筆談ができるように磁器ボードを備蓄。学校にあるホワイトボード等を使用した情報提供方法の確認を総合防災訓練で実施。	B	引き続き避難所運営委員会において情報提供手段の拡充の検討を行う。
116	学校避難所支援体制の整備等	災害時の避難所となる学校避難所の運営については、各学校で学校避難所運営委員会を組織し、検証が図られています。その中で障害のある方にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を図るため、障害者やその家族などの参画推進を図ります。あわせて学校避難所以外の二次避難所（福祉避難所）の運営マニュアルの策定に向けて具体的な検討を進めます。	障害福祉課 防災安全課	令和4年度の各学校避難所運営委員会のうち、2校の避難所運営委員会において、障害者団体から委員会に参加し、障害のある方にも配慮した避難所運営の在り方等を検討した。	E	引き続き各学校避難所運営委員会に障害者団体からの参加を図り、障害のある人にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を行う。
			教育総務課	拝島第一小学校及び武蔵野小学校の体育館において、大規模改造（外壁等改修）工事を実施した。	B	引き続き庁内関係部署と調整し、施設設備の整備検討に努める。
117	避難行動要支援者支援体制の整備	昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者との連携を図る中で、災害時における適切な支援に努めます。	防災安全課	「避難行動要支援者名簿」を昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署に提供し、覚書を取り交わした。	B	「避難行動要支援者名簿」を自治連に加入していない自主防災組織に提供し、覚書を取り交わす。
			福祉総務課	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成した。また、避難行動要支援者へ対し避難支援等関係者への情報提供について同意確認書を送付して、情報提供に関する意思確認を実施した。	B	避難行動要支援者の個別支援計画の策定や避難支援体制の強化に向けた検討を進める。

# 昭島市障害者プラン（令和3年度～令和5年度）の各施策における実施状況一覧

AA：実施(有効) A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施(概ね有効) C：実施(課題等が残る)  
 D：実施(実施したが利用等実績なし) E：一部実施 F：未実施

118	避難行動要支援者に対する戸別受信機等の利用料等補助	土砂災害警戒区域内に居住している方並びに多摩川・残堀川の浸水想定区域内に居住している避難行動要支援者名簿の登録者に対して、防災行政無線の戸別受信機等の設置及び利用料等を補助することにより、戸別受信機等の利用を促進し、災害時の迅速かつ確実な情報伝達を図ります。	防災安全課	発災時に迅速かつ的確に情報を伝達し、適切な避難行動を取ることができるようにするため、浸水想定区域内に居住する「避難行動要支援者名簿」登録者について、自宅において緊急地震速報や市の防災行政無線の放送内容が再送信される機器（防災情報サービス）の設置及び利用に係る補助事業を実施した。	B	引き続き防災情報サービスを含めた災害時の情報発信手段の多重化、多様化を図り、災害時の迅速かつ確実な情報伝達を図ります。
-----	---------------------------	---	-------	---	---	---

## 第4節 安全・安心に暮らせるまち 2 地域福祉の推進

### (1) バリアフリー化の促進

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
119	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、安心・安全・快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を図ります。	福祉総務課 全課	バリアフリー（ユニバーサルデザイン）基本方針を含む地域福祉計画を平成31年3月に策定し、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する市の基本的な考え方を定めた。	B	引き続き、更なるバリアフリー化推進の検討を進める。

### (2) 福祉人材の育成と地域との連携

No	事業名	内容	担当課	令和4年度実績又は令和4年度までの実績	実施状況・評価(AA～F)	令和5年度に向けての方向性や実施上の課題
120	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課	障害者理解を深めるため、ゲストティーチャーを迎えて、ボッチャ体験、車いすバスケットボール体験を実施した。オリンピック・パラリンピックレガシー教育として、障害者理解の学習、車いす体験に取り組んだ。	B	引き続き、ゲストティーチャーを迎えて、障害者スポーツ体験や、オリンピック・パラリンピックレガシー教育として、障害者理解の学習や車いす体験に取り組む。
121	ボランティア活動の推進	昭島ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会	昭島市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア団体の活動支援や、体験講座等を通じてボランティアの育成及び活動の推進を行った。 手話講習会（初級・中級）、夏休み体験ボランティア、目に見えない障害の理解講座、ボランティアフェスティバル	B	引き続き、ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアセンターにおける調整・活動支援・体験学習の機会設定等を実施する。